

# 健康保険証は令和6年12月2日に廃止されます 医療機関の受診はマイナ保険証で!

令和6年12月2日に現在の保険証が廃止され、医療機関を受診する方法はマイナンバーカードで行なうことが基本となります。

保険証廃止までにマイナンバーカードで受診できるように、マイナポータルで保険証利用の申込みを済ませておきましょう。マイナンバーカードの交付を受けていない方は、お早めに交付を受けてください。

なお、保険証の廃止後も一定期間は現在お持ちの保険証を引き続き使うことができます。また、マイナンバーカードの交付を受けていないなど、マイナンバーカードを使って受診することができない方には、当面の間は健康保険の「資格確認書」が交付され、医療機関を受診することが可能です。

手続きは簡単!

## マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは?

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用がなくても、早めの利用登録を行なってください。

▼ 保険証利用の登録はここでできます ▼



マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。

厚生労働省作成動画→【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申し込み編】



## マイナ保険証のメリット

### 医療情報の共有化で質の良い医療が受けられます!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療を受けられます。(本人が同意した場合のみ)

### 手続きなしで高額な窓口負担が不要になります!

マイナ保険証を使って受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。